

## 子ども・子育て支援新制度における公立幼稚園保育料について

平成27年度より、子ども子育て支援新制度が開始されることに伴い、利用者負担額の応能負担が基本となり、国が定めた上限基準の範囲内で市町村が条例において保育料を設定する必要があります。

現行は利用者一律に定められており、利用者の所得に応じて規則で減免を行っている保育料について、下記のとおり定めることとし、関係条例を平成27年3月議会に提案しているところです。

## ・改正の要点

現行条例で定められている月額10,000円を保育料の上限額（市民税所得割額10,000円超）とする。

上記未満の所得の世帯については、現行規則で定められている減免額に基づき月額保育料を設定する。

## 幼稚園保育料 新旧表

世帯	現行(減免規則)		改正後(条例)
	減免額	保育料(月額)	
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯	全額免除	0	0
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	2/3減額	3,333	3,000
当該年度に納付すべき市民税の所得割額(世帯構成員2人以上に所得がある場合については、所得割額の合計額とする。以下同じ。)が5,000円以下となる世帯	1/2減額	5,000	5,000
当該年度に納付すべき市民税の所得割額が5,000円を超え、10,000円以下となる世帯	1/3減額	6,666	6,666
当該年度に納付すべき市民税の所得割額が10,000円を超える世帯	なし	10,000	10,000

国の幼児教育無償化に向けた取組の一環として、市民税非課税（所得割非課税含む）世帯の利用者負担上限額を月額3,000円に定め、うちひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、特に困窮していると市長が認めた世帯については0円と定めていることから、国に準じた保育料とする。

多子世帯の負担軽減の一環として、国で定められている小学校3年以下の範囲において対象となる施設（幼稚園、保育園等）に在籍する子どものうち、最年長の子どもから順に2人目は保育料を半額、3人目以降を無料とする制度に準じた保育料とします。

### 幼稚園保育料（多子負担軽減）新旧表

多子カウント対象 世帯	現行(減免規則)			改正後(条例)	
	5歳までの幼児			小学3年までの児童・幼児	
		減免額	保育料(月額)		保育料(月額)
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯	第2子			第2子	
	第3子以降			第3子以降	
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	第2子	25/30減額	1,666	第2子	1,500
	第3子以降	29/30減額	333	第3子以降	0
当該年度に納付すべき市民税の所得割額(世帯構成員2人以上に所得がある場合については、所得割額の合計額とする。以下同じ。)が5,000円以下となる世帯	第2子			第2子	2,500
	第3子以降			第3子以降	0
当該年度に納付すべき市民税の所得割額が5,000円を超え、10,000円以下となる世帯	第2子			第2子	3,333
	第3子以降			第3子以降	0
当該年度に納付すべき市民税の所得割額が10,000円を超える世帯	第2子			第2子	5,000
	第3子以降			第3子以降	0

